

## 富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、富士・愛鷹山麓地域の森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。）の有する公益的機能（以下「森林機能」という。）を保全するため、重度開発を行う者がその事業の実施に当たりあらかじめ森林喪失に係る影響の評価（以下「森林喪失影響評価」という。）を行うことにより、森林機能の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって富士・愛鷹山麓地域の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

### 【解説】

第1条は、条例の制定の目的を定めています。

この条例を制定する目的は、富士・愛鷹山麓地域の森林の有する公益的機能を保全し、将来の世代に引継ぐこととなります。

本市では、昭和63年4月、富士・愛鷹山麓地域環境調査研究委員会を発足し、基礎調査、総合分析などを実施し、翌平成元年4月には、富士市富士・愛鷹山麓地域環境管理計画策定委員会を設置し、平成3年3月1日、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を策定しました。この計画では、治水安全度、水源涵養及び生態系の保全の見地から、森林伐採を伴う開発面積を250ヘクタールまでに抑えることとし、公共事業を管理するとともに、民間事業者に対しても協力を求めてきました。しかしながら、令和元年度の調査において、開発総面積やその利用用途から、計画策定時に危惧された段階に達していることが確認されました。このため、富士・愛鷹山麓地域において森林の伐採跡地を他の目的に利用するにあたり、あらかじめ森林喪失に係る影響の評価を実施することにより適正な配慮がなされることを確保することとしました。

なお、森林の有する公益的機能とは、多面的機能とも呼ばれますが、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、土壌保全、水源涵養、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、物質生産などが挙げられます。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 富士・愛鷹山麓地域 富士山及び愛鷹山の麓の地域のうち、特に森林機能の保全が必要であるとして富士市環境基本条例（平成12年富士市条例第55号）第8条第1項に規定する環境基本計画に定める地域をいう。
- (2) 森林地 森林法第5条第1項の規定により静岡県知事が定める地域森林計画の対象

となる富士・愛鷹山麓地域内の森林の区域をいう。

- (3) 重度開発 森林地内の伐採跡地を森林以外の用途に供することをいう。
- (4) 事業主 重度開発を実施しようとする者をいう。
- (5) 土地所有者等 重度開発を実施しようとする土地の所有者、占有者又は土地の利用に関し権限を有する者をいう。
- (6) 森林喪失影響評価 重度開発が森林機能に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「森林喪失影響」という。）について構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る森林機能の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における森林喪失影響を総合的に評価することをいう。
- (7) 保全措置 重度開発により失われる森林機能を植林により保全する措置であって、樹木が自立的に植生している状態となるよう植林を行うもの又は植林に関する能力及び信用を有する者として市長が規則で定める者が植林を行うものをいう。

#### 【解説】

第2条は、この条例中の用語について、その意味を定めています。

第1号の富士・愛鷹山麓地域については、富士市環境基本計画に定める地域とし、平成3年策定の富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に準じ、主要地方道富士・富士宮・由比線かつ東名高速道路の北側の都市計画区域を予定しております。

第2号の森林地については、富士・愛鷹山麓地域内の、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する地域森林計画が対象とする森林、いわゆる5条森林の区域としています。

第3号の重度開発については、森林地内の伐採跡地を森林以外の用途に供することと定義しております。なお、現況に関わらず全ての5条森林が該当します。

第4号の事業主については、重度開発を実施しようとする者と定めています。

第5号の土地所有者等については、重度開発を実施しようとする土地の所有者、占有者又は土地の利用に関し権限を有する者と定めています。

第6号の森林喪失影響評価については、重度開発が森林機能に及ぼす影響について構成要素、つまり森林の有する公益的機能の項目ごとに調査、予測及び評価を行うこととし、その過程においてその事業に係る森林の有する公益的機能を維持するための措置を検討し、この措置が講じられた場合における森林喪失影響を総合的に評価することと定めています。

第7号の保全措置については、重度開発により失われる森林機能を、植林により保全する措置と定めており、具体的な方法は、第6条に規定する技術指針において定めることとしています。

(市の責務)

第3条 市は、富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全のため、国、静岡県、他の地方公共団体その他関係機関と密接に連携し、これらが講じる施策と適切な調整を図るものとする。

【解説】

第3条は、市の責務について、定めています。

第1項は、富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならないことを定めています。

第2項は、富士・愛鷹山麓は複数の自治体にまたがる広大な地域でもあるため、国、県のほか、他の地方公共団体などの関係機関と密接に連携し、これらが講じる施策と適切な調整を図ることを定めています。

(市民の責務)

第4条 市民は、市が富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全のために実施する施策に積極的に協力しなければならない。

【解説】

第4条は、市民の責務について定めています。富士・愛鷹山麓地域の森林機能の喪失は、全市的に影響を及ぼすことから、市が富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全のために実施する施策に積極的に協力しなければならないことを定めています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動に当たり、富士・愛鷹山麓地域内における森林喪失をできる限り回避し、又は低減し、森林機能の保全に努めなければならない。

2 事業者は、富士・愛鷹山麓地域内の重度開発を計画する際、森林機能への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、森林機能の保全に努めなければならない。

【解説】

第5条は、事業者の責務について定めています。この事業者は、第2条第1項第4号で定義されている重度開発を行う事業主とは異なり、本市内外含め、事業を実施している者です。

第1項は、事業者は、富士・愛鷹山麓地域内の森林伐採を伴う開発をできる限り回避し、

回避できないときは最小限とし、森林機能の保全に努めることと定めています。

第2項は、どうしても富士・愛鷹山麓地域内の重度開発が回避できないとき、当該重度開発の森林機能への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、森林機能の保全に努めなければならないことを定めています。これは、森林喪失を自然環境の保全上の支障にとらえ、原因者負担として、開発者自らが負担すべきものと定義しています。

(技術指針)

第6条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、森林喪失影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 森林喪失影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項

(2) 森林機能の保全のために必要な事項

3 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ富士市環境基本条例第24条に規定する富士市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、技術指針を定め、又は変更したときは、これを告示するものとする。

【解説】

第6条は、技術指針について定めています。

第1項は、市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る森林喪失影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針を定めるものとし、この技術指針の具体的な内容は、環境審議会にて専門家の意見を取り入れて策定しますが、基本的に当該重度開発による森林喪失の影響を、治水安全度、水源涵養及び生物多様性の保全の見地から調査し、保全することを主眼としたものであり、富士・愛鷹山麓地域の地域的特性を勘案して策定することを予定しています。

第2項は、技術指針にて定めるべき事項を定義しています。

第1号は、森林喪失影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項を定めています。

第2号は、森林機能の保全のための措置に関する事項を定めています。

第3項は、技術指針の策定、変更にあたって、富士市環境審議会の意見を聴くことを定めています。

第4項は、技術指針を策定、変更したとき、告示することを定めています。

(重度開発届出)

第7条 事業主及び土地所有者等（以下「事業主等」という。）は、あらかじめ重度開発に係る事業計画を市長へ届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出のあった日の翌日から起算して60日以内に、当該届出に係る事業について、森林喪失影響評価を実施すべきかどうかの判定を行い、当該事業主等に対し判定の結果を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事業の内容にかかわらず、次に掲げる事業については、森林喪失影響評価を実施しないものとしてすることができる。

(1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）に基づき環境影響評価を実施する事業

(2) 重度開発に伴い必要な規模の保全措置を行った事業

(3) 重度開発を行う面積が500平方メートル未満であって、過去5年間、近接する土地において重度開発を伴う事業が行われていない事業

(4) 国、県又は市が行う安全の確保に資する事業

(5) その他緊急性が高いと市長が認める事業

4 事業主等は、第2項の規定による判定の結果の通知を受けるまで、事業を開始してはならない。

5 事業主等は、第2項の規定により森林喪失影響評価を実施すべき旨の判定を受けたときは、当該事業に係る森林喪失影響評価書（以下「評価書」という。）を公告するまで、事業を開始してはならない。

【解説】

第7条は、重度開発届について、定めています。

第1項は、森林地において、重度開発を行おうとする事業主及び土地所有者等（以下「事業主等」という。）は、あらかじめ事業計画を市長へ届け出なければならないと定めております。具体的には、森林法第10条の2に規定する開発行為又は森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出を提出する対象となる森林のうち、伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合に重度開発届を提出することになります。規模要件等はないため、全ての事業が対象となります。

なお、本条例による森林喪失影響評価の実施判定が出ない限り、事業時期が未定となりますので、原則として他法令の手続きの前に本重度開発届を届け出ることになります。

第2項は、前項の届出の日の翌日から起算して60日以内に、届出に係る事業についての森林喪失影響評価の実施についての判定を行い、当該事業主等に対しその結果を通知することを定めています。

第3項は、前項の判定に当たり、森林喪失影響評価を実施しないものとする事ができる事業を定めています。

第1号は、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施する事業を定めています。これは、本条例に基づく影響評価と同等以上の調査等が行われることから、除外としております。

第2号は、必要な規模の保全措置を行う事業を定めています。富士山麓、愛鷹山麓の森林機能を同等以上に向上させる保全措置(植林)を実施したものについて、除外できるものとししました。

第3号は、500平方メートル未満の小規模な事業を定めています。ただし、小規模な開発が集中して実質的に大規模な開発になってしまう状態や事業区画を分割し森林喪失影響評価を回避することを防ぐため、過去5年間、近接する土地において重度開発を伴う事業が行なわれていないことを要件としております。

第4号は、国、県又は市が行う安全の確保に資する事業を定めています。具体的には、市民の安全に直接係る砂防事業や道路の管理に必要な開発を対象としており、住宅団地や工業団地の造成は対象としておりません。

第5号は、その他緊急性が高いと市長が認める事業を定めています。

第4項は、第2項に基づく判定の結果の通知を受けるまで、事業を開始してはならないことを定めています。

第5項は、第2項に基づき森林喪失影響評価の実施の判定を受けたとき、当該事業に係る森林喪失影響評価書を公告するまで、事業を開始してはならないことを定めています。

#### (方法書の作成及び公表)

第8条 事業主等は、森林喪失影響評価を実施すべきと判定された事業（以下「対象事業」という。）に係る森林喪失影響評価を行う方法について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した森林喪失影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業主等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の目的及び内容
- (4) 対象事業を実施しようとする場所及びその周辺の概要
- (5) 対象事業に係る森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

2 事業主等は、方法書を作成したときは、市長に対し、方法書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

- 3 事業主等は、方法書を作成したときは、市民から意見を求めるため、森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について森林機能の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、方法書及びこれを要約した書類を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会の開催を求めることができる。この場合において、事業主等は、期日を定めて説明会を開催しなければならない。
- 5 事業主等は、前項の規定により説明会を開催するときは、その開催日の1週間前までに開催の日時及び場所を公告しなければならない。
- 6 第4項の規定により説明会を開催したときは、第3項の方法書の縦覧の期間を、説明会の開催日の翌日から起算して1月間延長するものとする。

#### 【解説】

第8条は、森林喪失影響評価の実施方法をあらかじめ公表する方法書の作成と公表について定めています。

第1項は、事業主等は、対象事業に係る森林喪失影響評価を行う方法について、技術指針で定めるところにより森林喪失影響評価方法書を作成すること、またその記載すべき事項を定めています。

第1号では、事業主等の氏名及び住所、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を記載することを定めています。

第2号では、対象事業の名称を記載することを定めています。

第3号では、対象事業の目的及び内容を記載することを定めています。

第4号では、対象事業を実施しようとする場所及びその周辺の概要を記載することを定めています。

第5号では、対象事業に係る森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載することを定めています。

第2項については、事業主等は、方法書を作成したときは、市長に対し、方法書及びこれを要約した書類を送付しなければならないことを定めています。

第3項については、作成した方法書の公表方法と公表期間について定めています。事業主等は、方法書を作成したときは規則で定める方法により公告し、公告の翌日から起算して1月間、方法書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により縦覧していることを公表しなければならないこととしています。

第4項については、事業主等は、前項の方法書の公告の前及び公告の日から起算して1

月の間に、市長から説明会の開催を求められた場合は、説明会を開催しなければならないことを定めています。大規模な事業にあっては公告の前から説明会を求めますが、事前に求めなかったとしても、公告後、市民が説明会の開催を希望する場合等において、説明会の開催が妥当と判断したときは説明会の開催を求めるものとします。

第5項については、説明会を開催するときは、その開催日の1週間前までに開催の日時及び場所を公告することを定めています。

第6項については、説明会を開催した場合、方法書の縦覧の期間を、説明会の開催日の翌日から起算して1月間まで延長することを定めています。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 方法書について森林機能の保全の見地から意見を有する者は、前条第3項の公告の日から、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業主等に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第9条は、方法書についての意見書の提出について、定めています。

第1項は、森林機能の保全の見地から意見を有する者は、市民であることを問わず、公告の日から、縦覧期間の満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業主等に対し、意見書の提出により意見を述べることを定めています。

第2項は、意見書の提出に関し必要な事項は規則で定めることとしています。

(方法書についての意見の概要の送付)

第10条 事業主等は、前条第1項に規定する期間を経過した後、市長に対し、同項の規定による意見書の提出があったときは次に掲げる書類を、同項の規定による意見書の提出がなかったときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

- (1) 当該意見書の写し
- (2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
- (3) 当該意見書に記載された意見についての事業主等の見解を記載した書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類の送付を受けたときは同項第2号及び第3号の書類を、同項の規定による意見書の提出がなかった旨の書類の送付を受けたときはその旨を公表するものとする。

【解説】

第10条は、方法書についての意見の概要の送付について、定めています。

第1項は、事業主等は、意見書の提出があったときは第1号から第3号までに規定する書類を、意見書の提出がなかったときはその旨を記載した書類を、市長に対し送付しなければならないことを定めています。

第1号は、意見書の写しを定めています。

第2号は、意見書に記載された意見の概要を記載した書類を定めています。

第3号は、前号の意見に対する事業主等の見解を記載した書類を定めています。

第2項は、事業者から第1項の書類の送付を受けたとき、市長はその旨を公表することを定めています。

(方法書についての市長の意見)

第11条 市長は、前条第1項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業主等に対し、方法書について森林機能の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、期間を指定して、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、これを公表するものとする。

【解説】

第11条は、方法書についての市長の意見の表明方法を定めています。

第1項は、市長は、方法書についての意見書等又は意見書の提出がなかった旨の書類の送付を受けたとき、規則で定める期間内に、事業主等に対し、方法書について森林機能の保全の見地からの意見を書面により述べるものとすることを定めています。

第2項は、この意見を述べるにあたり、環境審議会の意見を聴くことができることを定めています。この際、前項の規則で定める期間を勘案し、環境審議会に対し期間を指定することとします。

第3項は、市長の意見を述べたときは、公表することを定めています。

(森林喪失影響評価の項目等の選定)

第12条 事業主等は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配慮して第8条第1項第5号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

【解説】

第12条は、森林喪失影響評価の項目等の選定について、市長の意見を勘案するとともに、方法書について森林機能の保全の見地から意見を有する者から提出された意見に配慮

し、公表した対象事業に係る森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加え、技術指針に従って、森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを定めています。

(森林喪失影響評価の実施)

第13条 事業主等は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る森林喪失影響評価を行わなければならない。

【解説】

第13条は、森林喪失影響評価の実施に当たり、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る森林喪失影響評価を行わなければならないことを定めています。

(準備書の作成)

第14条 事業主等は、前条の規定により対象事業に係る森林喪失影響評価を行った後、当該森林喪失影響評価の結果について森林機能の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した森林喪失影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第8条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 第9条第1項の意見書に記載された意見の概要
- (3) 第11条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業主等の見解
- (5) 前条の規定により実施した森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 森林喪失影響評価の結果として次に掲げるもの
  - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を森林喪失影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（森林喪失影響評価を行ったにもかかわらず影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
  - イ 森林機能の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
  - ウ 対象事業に係る森林喪失影響の総合的な評価
- (7) 森林喪失影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- 2 事業主等は、準備書を作成したときは、市長に対し、準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。
- 3 事業主等は、準備書に係る森林喪失影響評価の結果について森林機能の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、準備書及びこれを要約した書類を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する縦覧期間内に、準備書の記載事項を周知させるための説明会の開催を求めることができる。この場合において、事業主等は、期日を定めて説明会を開催しなければならない。
- 5 事業主等は、前項の規定により説明会を開催するときは、その開催日の1週間前までに開催の日時及び場所を公告しなければならない。
- 6 第4項の規定により説明会を開催したときは、第3項の準備書の縦覧の期間を、説明会の開催日の翌日から起算して1月間延長するものとする。

#### 【解説】

第14条は、調査結果等と森林環境影響評価の案を公表する準備書の作成と公表について定めています。

第1項は、事業主等は、対象事業に係る森林喪失影響評価の結果とその評価書案について、技術指針で定めるところにより森林喪失影響評価準備書を作成すること、またその記載すべき事項を定めています。

第1号は、事業主等の氏名及び住所、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地（第1号）、対象事業の名称（第2号）、対象事業の目的及び内容（第3号）、対象事業を実施しようとする場所及びその周辺の概要（第4号）を記載することを定めています。

第2号は、方法書についての意見書の概要を記載することを定めています。

第3号は、方法書についての市長の意見を記載することを定めています。

第4号は、方法書についての意見書及び市長の意見に対する事業主等の見解を記載することを定めています。

第5号は、実施した森林喪失影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載することを定めています。

第6号は、森林喪失影響評価の結果を記載することを定めています。

アは、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を森林喪失影響評価の項目ごとにとりまとめたものを記載することを定めています。

イは、森林機能の保全のための措置を記載することを定めています。

ウは、対象事業に係る森林喪失影響の総合的な評価を記載することを定めています。

第7号は、森林喪失影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所を記載することを定めています。

第2項は、事業主等は、準備書を作成したときは、市長に対し、準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならないことを定めています。

第3項は、作成した準備書の公表方法と公表期間について定めています。事業主等は、準備書を作成したときは公告し、公告の翌日から起算して1月間、準備書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により縦覧していることを公表しなければならないこととしています。

第4項は、事業主等は、前項の準備書の公告の前及び公告の日から起算して1月の間に、市長から説明会の開催を求められた場合は、説明会を開催しなければならないことを定めています。影響が大きいと考えられる事業にあつては公告の前から説明会を求めますが、事前に説明会の開催を求めなかったとしても、公告後、市民が説明会の開催を要望する場合において、説明会の開催が妥当と判断したときは説明会の開催を求めるものとします。

第5項は、説明会を開催するときは、その開催日の1週間前までに開催の日時及び場所を公告することを定めています。

第6項は、説明会を開催した場合、準備書の縦覧の期間を、説明会の開催日の翌日から起算して1月間まで延長することを定めています。

#### (準備書についての意見書の提出)

第15条 準備書について森林機能の保全の見地から意見を有する者は、前条第3項の公告の日から、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業主等に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【解説】

第15条は、準備書についての意見書の提出について、定めています。

第1項は、森林機能の保全の見地から意見を有する者は、市民であることを問わず、公告の日から、縦覧期間の満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業主等に対し、意見書の提出により、意見を述べることを定めています。

第2項は、意見書の提出に関し必要な事項は規則で定めることとしています。

#### (準備書についての意見の概要等の送付)

第16条 事業主等は、前条第1項に規定する期間を経過した後、市長に対し、同項の規定による意見書の提出があつたときは次に掲げる書類を、同項の規定による意見書の提出がなかつたときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

- (1) 当該意見書の写し
  - (2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
  - (3) 当該意見書に記載された意見についての事業主等の見解を記載した書類
- 2 市長は、前項各号に掲げる書類の送付を受けたときは同項第2号及び第3号の書類を、同項の規定による意見書の提出がなかった旨を記載した書類の送付を受けたときはその旨を公表するものとする。

**【解説】**

第16条は、準備書についての意見の概要の送付について、定めています。

第1項は、事業主等は、意見書の提出があったときは第1号から第3号までに規定する書類を、意見書の提出がなかったときはその旨を記載した書類を、市長に対し送付しなければならないことを定めています。

第1号は、意見書の写しを定めています。

第2号は、意見書に記載された意見の概要を記載した書類を定めています。

第3号は、前号の意見に対する事業主等の見解を記載した書類を定めています。

第2項については、事業者から第1項の書類の送付を受けたとき、市長はその旨を公表することを定めています。

(準備書についての市長の意見)

第17条 市長は、前条第1項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業主等に対し、準備書について森林機能の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、期間を指定して、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、これを公表するものとする。

**【解説】**

第17条は、準備書についての市長の意見の表明方法を定めています。

第1項は、市長は、準備書についての意見の概要又は意見書の提出がなかった旨の書類の送付を受けたとき、規則で定める期間内に、事業主等に対し、準備書について森林機能の保全の見地からの意見を書面により述べるものとすることを定めています。

第2項は、この意見を述べるにあたり、環境審議会の意見を聴くことができることを定めています。この際、前項の規則で定める期間を勘案し、環境審議会に対し期間を指定することとします。

第3項は、市長の意見を述べたときは、公表することを定めています。

第18条 事業主等は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第15条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加えなければならない。

2 事業主等は、前項の検討の結果、準備書の記載事項の変更を必要とすると認めるとき（当該変更後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該変更の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第8条第1項第1号若しくは第2号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の変更 準備書の記載事項を変更し、市長に対し、これを送付すること。

(2) 第8条第1項第3号に掲げる事項の変更（事業規模の縮小その他の規則で定める変更該当するものを除く。） 同条から前条までの規定による森林喪失影響評価その他の手続を経ること。

(3) 前2号に掲げるもの以外の変更 当該変更に係る部分について第8条から前条までの規定による森林喪失影響評価その他の手続を経ること。

3 事業主等は、準備書に係る森林喪失影響評価の結果（前項第3号の規定による森林喪失影響評価を行った場合には、その結果を含む。）に係る次に掲げる事項を記載した評価書を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

(1) 第14条第1項各号に掲げる事項

(2) 第15条第1項の意見書に記載された意見の概要

(3) 第17条第1項の市長の意見

(4) 前2号の意見についての事業主等の見解

4 事業主等は、評価書を作成したときは、市長に対し、評価書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を送付しなければならない。

5 事業主等は、前項の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、評価書及び要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

6 市長は、評価書及び要約書の送付を受けたときは、当分の間、これを公表するものとする。

#### 【解説】

第18条は、森林喪失影響評価の結果と対応に係る結論となる評価書について、定めています。

第1項は、準備書に対し、森林機能の保全の見地からの意見を有する者からの意見を配意し、また市長からの意見に勘案して、準備書の記載事項について検討することを定めて

います。

第2項は、検討の結果準備書の記載事項の変更を必要とすると認めるときの手続きを定めています。

第1号は、事業主等の氏名及び住所（第8条第1項第1号）、対象事業の名称（同条同項第2号）、方法書に対する森林機能の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要（第14条第1項第2号）、市長の意見（同条同項第3号）、方法書に対する意見に対する事業主等の見解（同条同項第4号）並びに森林喪失影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（同条同項第7号）の変更の場合、準備書の記載事項を変更し、市長に対し、送付することを定めています。

第2号は、対象事業の目的及び内容を変更した場合の手続きを定めており、評価書からの手続きを実施しなすことを定めています。

第3号は、前2号に当たらない部分の変更について、変更に係る環境影響評価を実施しなすことを定めています。

第3項は、評価書の作成について定めており、前項の規定により環境影響評価をやり直した場合にはその結果を踏まえ、準備書に係る影響評価の結果を踏まえ技術指針で定めるところにより作成しなければならないことを定めています。

第1号は、準備書に記載した事項を記載することを定めています。

第2号は、準備書に対し森林機能の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要を記載することを定めています。

第3号は、準備書についての市長の意見を記載することを定めています。

第4号は、準備書についての意見書、市長の意見に対する事業主等の見解を記載することを定めています。

第4項は、事業主等は評価書を作成したとき、市長に対し、評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならないことを定めています。

第5項は、作成した評価書の公表方法と公表期間について定めています。事業主等は、評価書を作成したときは公告し、公告の翌日から起算して1月間、評価書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により縦覧していることを公表しなければならないこととしています。

第6項は、評価書及び要約書の送付を受けたとき、当該事業が評価書、要約書のとおり実施されているか、施工者、周辺住民等の関係者が判断できるよう、当分の間、市長が公表するものとすることを定めています。

（事業の変更等の手続）

第19条 事業主等は、第8条第3項の規定による公告を行ってから前条第5項の規定

による公告を行うまでの間に対象事業を変更するとき、実施しないこととしたとき又は実施を他の者に引き継いだときは、市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の対象事業の変更が前条第2項第2号又は第3号に規定する変更の区分に該当する場合は、事業主等は、当該変更後の事業について、第8条から前条までの規定による森林喪失影響評価その他の手続のうち必要な手続を経なければならない。

3 市長は第1項の規定による届出を受けたときは、その旨を公表するものとする。

4 対象事業の実施を他の者に引き継いだときは、前項の公表の日前に当該引継ぎ前の事業主等が行った森林喪失影響評価その他の手続は新たに事業主等となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業主等について行われた森林喪失影響評価その他の手続は新たに事業主等となった者について行われたものとみなす。

#### 【解説】

第19条は事業の変更等の手続きについて、定めています。

第1項は、方法書の公告から評価書の公告までの間、事業の変更、中止または引継ぐときは、あらかじめ市長に届け出ることを定めています。

第2項は、対象事業の目的及び内容を変更する場合は、森林喪失影響評価をやり直すことを定めています。ただし、事業規模の縮小等、実施しなおす必要がないときはやり直す必要はありません。

第3項は、市長は、事業主等から事業の変更、中止又は引継ぎの届け出を受けたとき、公表することを定めています。

第4項は、事業の引継ぎの届け出をした場合、その日までに引継ぎ前の事業主等が行った森林喪失影響評価その他手続きは、引継ぎ後の事業主等が行ったものとみなすことを定めています。

#### (免許等への配慮等)

第20条 市長は、対象事業の実施に係る免許、許可、認可、届出の受理その他これらに類する行為（以下「免許等」という。）を行う場合には、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

2 市長は、対象事業の実施に係る免許等を行う者が市長以外の者である場合には、その免許等を行う者に当該対象事業に係る評価書の写しを送付するとともに、免許等を行うに際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

#### 【解説】

第20条は、対象事業の評価書の内容を実現するための市長の取り組みについて定めています。

第1項は、市長は、対象事業の実施に係る免許、許可、認可、届出の受理その他これら

に類する行為を行う場合、森林喪失影響評価の評価書の内容について配慮することを定めています。

第2項は、国や県といった市長以外の者が対象事業の実施に係る免許等を行う場合、その免許等を行うものに評価書の写しを送付するとともに、免許等を行う際に評価書の内容について配慮するよう要請することを定めています。

(報告及び調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し報告を求め、又は職員に事業主等の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

第21条は、報告及び調査について定めています。

第1項は、市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、報告を求め、又はその職員に、事業主等の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査させることができることを定めています。

第2項は、立入調査をする職員は身分証明書を携帯し、請求があった場合は、提示しなければならないことを定めています。

第3項は、立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないことを定めています。

(勧告)

第22条 市長は、事業主等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 重度開発を実施しようとするに当たり、第2章第2節から第7節までに規定する手続を行わないとき。

(2) 方法書、準備書及び評価書に虚偽の事項を記載して送付したとき。

(3) 第7条第4項又は第5項の規定に違反して対象事業を実施したとき。

(4) 評価書に記載されているところによらず、対象事業を実施しているとき。

【解説】

第22条は、勧告について定めています。

第1項は、市長は、当該事業主等に対し必要な措置を講ずるための行政指導である勧告の実施について定めています。

第1号は、本条例の規定に反し、規定された手続きが未実施のときを定めています。

第2号は、方法書、準備書、評価書に虚偽の事項を記載して送付したときを定めています。

第3号は、森林喪失影響評価の実施に対する判定を受ける前、実施すべき判定を受けたが評価書の公告前に事業を実施した時を定めています。

第4号は、評価書の記載に反して事業を実施したときを定めています。

#### (措置命令)

第23条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、森林機能の保全に当たり、緊急を要するときは、前条各号のいずれかに該当する事業主等に対し、同条の規定による勧告を行わずに必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定により必要な措置を執るべきことを命じたときは、当該措置命令の内容を現地に表示することができる。

#### 【解説】

第23条は、措置命令について定めています。

第1項は、必要な措置をとるよう勧告を受けた者が従わないときに、必要な措置をとるよう命じることができることを定めています。

第2項は、すでに森林伐採が始められているなど、緊急を要するときは、勧告を行わずに必要な措置を執るべきことを命ずることができることを定めています。

第3項は、前2項の必要な措置を執るべきことを命じたときは、当該区域周辺に命令の内容を表示できることを定めており、これにより原状復帰等を行うべき土地であることを第三者へ明認させることとします。これは、事業主等として必要な措置をとる前に譲渡、相続等により当該地に係る権利を取得した者も、本命令の対象となるためです。

#### (公表)

第24条 市長は、前条の規定による措置命令を受けた事業主等が当該命令に従わなかったときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

**【解説】**

第 24 条は、事実の公表について定めています。

第 1 項は、措置命令に従わなかったときに事実を公表できると定めています。

第 2 項は、前項の公表を行う前に、市長は富士市行政手続条例（平成 10 年富士市条例第 3 号）第 27 条から第 29 条までに規定する弁明の機会の付与を実施しなければならないことを規定しています。

（保全措置として植林された森林）

第 25 条 第 7 条第 3 項第 2 号に規定する保全措置又は第 18 条第 5 項の規定により公告された評価書に基づき植林された森林は、森林地とみなし、これを重度開発しようとするときは、本条例の規定を適用する。

**【解説】**

第 25 条は、保全措置として植林された森林の扱いについて、重度開発届の際に記載した保全措置及び評価書に記載した保全措置によって植林された森林は、森林法第 2 条第 1 項に規定されるいわゆる 2 条森林になりますが、その伐採について本条例が適用されないことは予期せぬ森林の喪失につながる恐れがあることから、仮に伐採する場合には重度開発届の対象となる森林地とみなすことを定めています。

（委任）

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

第 26 条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを定めています。